

3-2-4 施工計画／調達計画

3-2-4-1 施工方針／調達方針

(1) 業務実施上の基本原則

本協力対象事業は基本設計に基づいて実施されるが、日本国関係機関の検討を経た後に日本国政府の閣議決定を必要とする。閣議において本プロジェクトが承認され、両国の間で事業実施に係る交換公文が締結された後には、以下の原則の下に実施される。

- 1) 本協力対象事業は日本国民の税金を資源とし、日本国の予算の下に実施される。
- 2) ギニア国政府は日本法人コンサルタントと契約し、本基本設計調査の結果に基づいて実施設計、業者選定補助業務および施行監理業務を委託する。
- 3) ギニア国政府は上記コンサルタントの協力の下で、事前参加資格付き一般競争入札によって日本の建設会社を選定し、同社と一括請負契約を締結して本協力対象事業施設の建設を発注する。

(2) 事業実施体制

本協力対象事業の実施に係るギニア国政府側の担当機関は、漁業養殖省であり、施行期間中の事業運営は同省が担当する。また、施設竣工後の運営管理はブルビネ零細漁港事務所が担当する。

(3) 施行計画策定の基本方針

本協力対象事業は、ブルビネ零細漁港の拡張工事において現地に適した工法を採用し、交換公文に定められた期限内に現地建設業者と現地調達資機材を最大限に活用して整備を実施するものである。施工実施に当たっては、本協力対象事業が日本国政府の無償資金協力によって実施されることを考慮し、次の方針に従って施行計画を策定する。

- 1) 漁業養殖省、ブルビネ零細漁港事務所、公共事業省、環境省、協力省等、「ギ」国政府における関係諸機関およびギニア零細全漁連、ブルビネ港水揚場開発委員会、燻製加工組合等、直接漁港を利用する各種団体と、コンサルタントおよび建設業者との間で十分に意見交換を行い良好な意思の疎通に努める。
- 2) 協力対象サイトはコナクリ市内で最大の水揚量を有する零細漁港であり、漁民を含め多数の漁港施設利用者が出入りする。施行に当たっては工事仮設計画の策定に特に配慮し、十分な安全措置を確保する。
- 3) 施工現場においては安全管理、品質管理、並びに工程管理を徹底する。実際の工事に当たっては現地の建築事情に明るいローカルコンサルタント、コントラクターを最大限活用するとともに、本邦コンサルタントおよび本邦建設業者の知識と技術力を以て円滑な進行に努める。
- 4) 施設引渡後の維持管理の便宜のために、操作の容易な機材、予備品入手およびメンテナンスが容易な機材・設備の選定に留意する。

3-2-4-2 施工上／調達上の留意事項

(1) 漁港利用者の安全確保

協力対象サイトは、ギニア国内の零細漁港で唯一 EU 向け輸出鮮魚の水揚げが認められている漁港であり、施工期間中においても、製氷と氷の積み込みおよび漁獲物の水揚げ作業の一部継続が望まれている。このため、施工実施に当たっては極力これら操業と支援の活動を妨げず、かつ漁港利用者の

安全確保に留意した施工計画の検討が必要である。

(2) 仮設計画およびローテーション計画

当該サイトは海に向かって細く半島状に突き出た形状であり、工事作業に必要なスペースの確保が困難となることが予想される。また、現地側は、栈橋の使用はしないが既存製氷設備の使用は継続したい意向があり、利用者が一部の漁港機能を利用出来るようにしながらの施工となるため、仮設計画の十分な検討と工区および仮設の切替計画（ローテーション計画）の策定が重要である。

施設拡張工事中の既存施設の利用可能状況（業者契約後の月数）

既存施設名	月順																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
栈橋	[白]																						
製氷・冷蔵施設	[白]																						
漁業管理棟	[白]																						
荷捌き棟	[白]																						
燻製棟	[黒]																						
漁具倉庫	[黒]																						
船外機ワークショップ	[黒]																						
公衆トイレ(既存)	[白]																						
鮮魚販売棟	[白]																						
網修理場	[黒]																						
漁船修理場	[黒]																						
漁船修理ワークショップ	[黒]																						

凡例： 利用可能 [白] 閉鎖： [黒]

(3) 車両交通の安全確保

当該サイトの敷地形状から、当該サイトへの一般道路からのアクセスは敷地北東側ゲート一箇所に限定される。このため漁港利用者の一般車両と工事車両の錯綜が懸念され、一般車両の一時的な進入制限、工事車両進入時の道路占有許可等、適切な安全措置を講じる必要がある。従ってギニア国政府関係諸機関、漁港関係者、地元警察、施工者による十分な協議と協力体制の確立が必要とされる。

(4) 振動・騒音対策

当該サイト周辺には大統領旧官邸、一般住宅、軍の施設があるが、直接隣接している施設はない。比較的騒音が想定される杭打ち工事には、バイブルハンマーを使用するなどして、施工計画の策定に当たっては周囲に影響しにくい工法の検討を実施する。

(5) 気候・社会環境に係る労務環境の考慮

ギニア国の年間平均降雨量（1991～2005年）は3,814mmと非常に大きく、年降雨量の殆どが5月から10月にかけての雨期期間に集中する。特に7月、8月は月間1,000mm以上の雨量が頻繁にあり、当該月における掘削、埋立等の土木工事、また根切、転圧、コンクリート打設、外部仕上等の建築工事は実質的に不可能と考える必要がある。また気候的にも平均最高27.5℃、平均最低25.2℃、湿度は年間を通して70～80%（年平均75%）と建設作業の労働環境としては厳しい条件下におかれており、さらに国民の90%がイスラム教徒でラマダン（断食節）等宗教的慣習もあるため、工事の実施に当たってはこうした気候並びに社会的状況も考慮した工事工程の策定が必要とされる。

(6) 自然条件に適した工法の検討

コナクリ半島のほぼ全域はラテライト表層に覆われた比較的風化の進んだ岩盤地盤の土質条件となっており、掘削工事に関しては表層岩破碎掘削が必要となる。また当該水域は干満差が最大4.2mと非常に大きく泊地の掘削については作業船の使用は基本的に不可能と判断する。従って本協力事業においては、通常のブレーカ、バックホウ等の建設機械による陸地側からの岩掘削を前提として工法を検討する。

3-2-4-3 施工区分／調達・据付区分

協力対象サイトは現在稼働している漁港であり、コナクリ市内でも特に利用者が多い水産市場として機能している。本サイト内には、漁港施設利用者向けの小規模な仮設店舗や漁民用の施設が無秩序に存在している。ギニア国側は協力対象事業の実施に向け、これら仮店舗や不許可施設をはじめとする既存施設および機能の一部を、工事期間中コナクリ市内の他の漁港施設へ一時移転する計画を策定した。これら移転計画や代替地の確保はギニア側が行うほか、本協力事業における、日本国とギニア国の施工区分を表3-18に示す。

表 3-18 日本国側とギニア国側の分担施工区分

項目	日本国側	「ギ」国側
1) 建設敷地、並びに敷地アクセス路の確保		○
2) 着工前の建設敷地内の清掃、不法投棄物、並びに障害物の除却		○
3) 建設敷地内不許可店舗・居住者の代替地確保および移転作業、並びに不許可施設・設備の撤去		○
4) 工事期間中の漁民水揚げ代替港の確保および移転作業		○
5) 工事期間中の燻製加工代替施設の確保および移転作業		○
6) 建設敷地への電気、水道、電話等インフラ施設の引き込み		○
7) 本協力対象施設において必要とされる事務機器、電話機類、家具類の調達		○
8) 環境社会配慮上必要な各種許認可の申請、開発許可申請、並びに建築確認申請	図面作成補助	○
9) 詳細設計、入札業務補助および施工監理等のコンサルタント業務	○	
10) 本協力対象事業の日本国側建設工事に必要な全ての建設資機材と労務の提供	○	
11) 本協力対象事業の日本国側建設工事および機材調達に必要な輸入資機材の海上・内陸輸送の実施および輸送保険料の負担	○	
12) 本協力対象事業の日本国側建設工事および機材調達に必要な品質検査	○	
13) 本協力対象施設の引渡後の運営にかかる提言、施設マニュアル等の整備	○	

3-2-4-4 施工監理計画／調達監理計画

本協力対象事業はブルビネ零細漁港の整備拡張を日本国の予算制度の下で実施するものであり、限られた工期内で確実に工事を完工すべく、関係諸機関との緊密な打合せと報告、施工業者への適切な指導・指示等、施工監理業務が的確に行われる必要がある。

(1) 一般監理

コンサルタント業務に関する全体工程の管理、総合的技術判断、常駐監理者の専門以外の領域について技術的な判断・指導・支援および JICA 本部への定期的な報告等を実施する。一般監理は、基本設計調査から本協力対象事業に携わる業務主任の統括の下に、実施設計を担当する技術者がこれにあたる。

(2) 現場常駐監理

日本側およびギニア国側の関係機関と円滑な意思の疎通ができる体制を保ち、施工者に対する技術指導と工程管理を適切に行うために、現地に常駐監理者を配置する。施工監理は、事前に設計監理方針、重点監理項目、検査・確認方法等を定め、施工者に通知しこれにあたる。

3-2-4-5 品質管理計画

コナクリを拠点におく現地建設業者には西アフリカ諸国において各種土木・建築工事の実績を持つものもあり、本協力事業を実施する上で必要な技術力を有すると判断できる。しかし、施工品質に対する認識は十分とは言えず、本計画施設が日本国の無償資金協力事業としての品質を確保するためには、本邦技術者による的確な品質管理が必要となる。本協力事業では以下の方針に基づき品質管理を実施する。

- (1) 品質管理の基準となる規格や特性値、許容寸法等を設計図書または仕様書に明確に定める。
- (2) 所定の品質を確保するために、各種工事項目ごとに施工方法や手順、また品質管理についての基準、検査確認の方法、不良箇所の修正方法等をまとめた施工計画書を策定し、同書に従って施工を行う。
- (3) 工事種別や出来型の状態に応じたチェックシートやヒストグラム、また管理対象となる品質特性に見合った統計的手法を用いて、品質状態を定量的に確認する。
- (4) 重要な躯体部分に関しては、コンクリートに関する材料試験成績書、計画書、各種試験等を実施し、試験結果の成績データを元に管理図を作成し、設計品質維持を図る。
- (5) 各種試験の実施に当たってはコナクリ大学工学部の土木研究室等の公的試験機関を利用し、成績データの信頼性を確保する。

3-2-4-6 資機材等調達計画

(1) 本協力対象事業で使用する建設資機材は、極力コナクリ市での現地調達とする。金物や合板等、現地生産工場が無い場合についても、現地の調達業者等が取り扱っている輸入建材の調達が可能である。しかし、鉄筋、鉄骨等の鋼製品については、現地での調達価格、供給量が安定していない。

- 1) ギニア国内での入手が困難
- 2) 入手は可能でも十分な供給量が確保できない
- 3) 調達から現場搬入までの期間が不明確
- 4) 調達先の信頼性、調達品の品質に疑問のあるもの

このような状況におかれている資機材については日本からの調達も視野に入れた計画とする。

(2) 本協力対象事業にかかる特殊機材（製氷器、冷蔵庫等）については、ギニア国内に常態的に流通されていないか、もしくは流通されていても必要とする仕様に合致しない状況にあり、現地での調達は困難である。第3国調達については、本協力対象施設として要求される仕様、および調達・据え付け後の保証・修理・保守の対応が支障なく行えることが条件であり、こうした条件を満たすことが可能であれば、日本国内からの調達に限らず、コスト的に有利な調達方法を採用する。

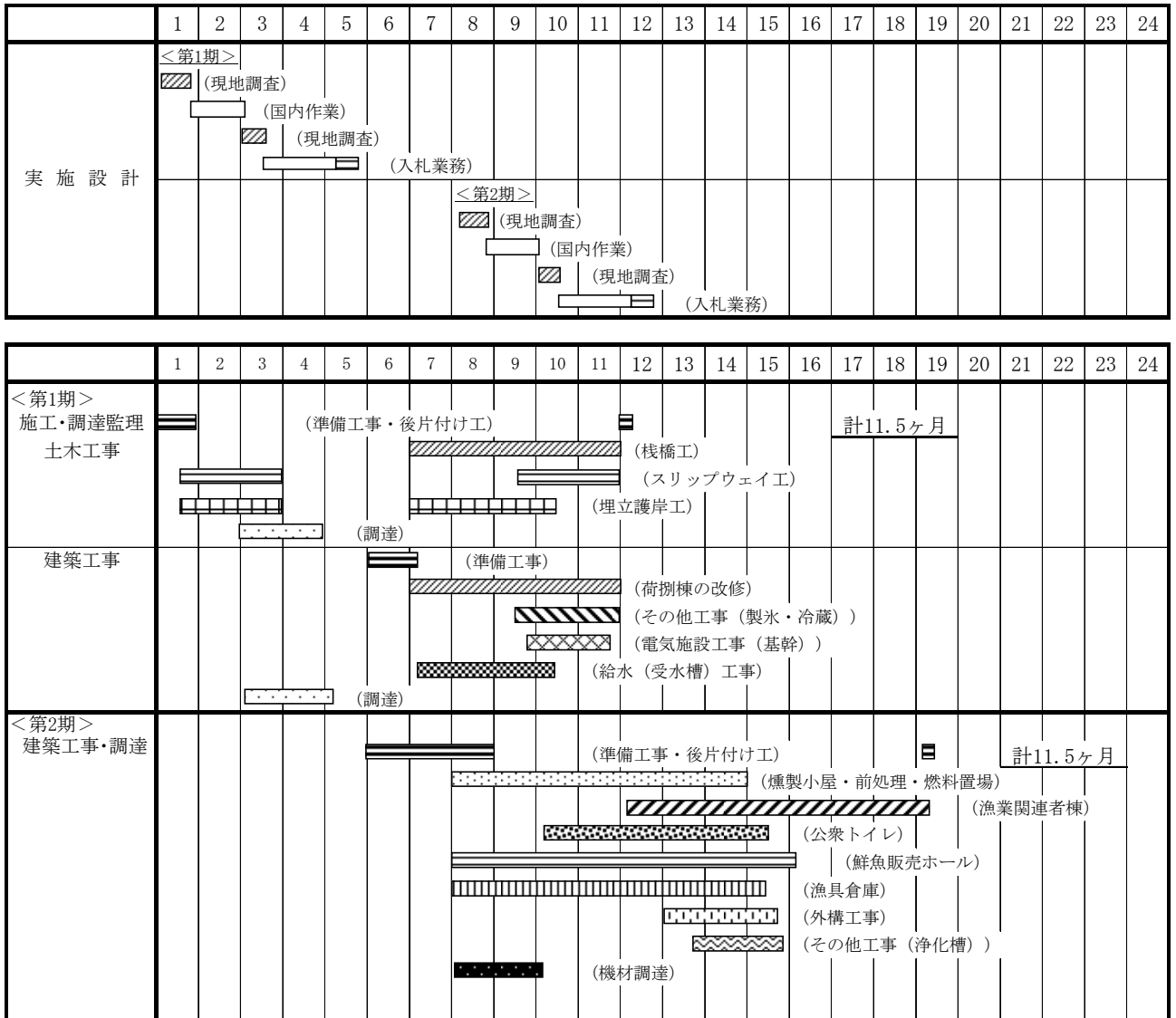
3-2-4-7 実施工程

ギニア国の雨季は月間 1,000mm 以上の雨が降る年も頻繁にあり、雨季中の作業効率は、平常時の 50%～70%まで低下すると想定されることから、土木工事と建築地業工事、躯体工事等の施工可能期間は、着工時期により大きく左右される。

着工から雨季まで 5 ヶ月以上の期間が確保できる場合は、工事工程は約 11.5 ヶ月と単年度での工事も可能と判断されたが、本案件は、想定される我が国の閣議時期から勘案して着工から雨季までの期間が 5 ヶ月に満たないことから、単年度での工事は難しく 2 期分けの工事として計画した。

次表 3-19 は、期分け工事として計画・作成した実施工程表である。

表 3-19 業務実施工程表



3-3 相手国側分担事業の概要

本協力事業における日本国とギニア国の分担区分を表 3-20 に示す。ギニア国の分担事業は、下記の表に示す通りである。

表 3-20 日本国側とギニア国側の分担事業区分

項目	日本国側	ギニア国側
1) サイトの確保（建設敷地並びに敷地アクセス路および掘削ほか棧橋建設用水域の確保）および工事着工前の整地		○
2) 工事着工前の建設敷地内の清掃、不法投棄物並びに障害物の除却（固形・液体ゴミ、放置船他）		○
3) 工事期間中の一時移転と帰還の登録漁港利用者全員への便宜（下記を含む移転・帰還費用、移転先の確保、移転手段および工事着工前の移転他、環境社会配慮に関するインパクトの緩和策の実施、） ① 建設敷地内の不許可私有施設・設備（店舗、燻製釜、燃料、コンテナ他）の撤去と、撤去先もしくは廃棄処分先の確保と移転作業。これら所有者もしくは使用者の一時移転先代替地の確保および移転作業。 ② 工事期間中一時期の漁民水揚げ代替港の確保、および燻製加工代替施設の確保、ならびに燻製釜等関連資機材の移転作業		○
4) 建設敷地への電気、水道、電話等インフラ施設の引き込み		○
5) 建設工事における工事用仮設用地の確保およびフェンス、植栽等		○
6) 本協力対象施設で必要な電話機類を含む什器備品の調達		○
7) 事業に必要な許認可申請手続きと許可の受給（環境社会配慮上必要な各種許認可の申請、開発許可申請、並びに建築確認申請等）	（図面作成補助）	○
8) 詳細設計、入札業務補助および施工監理等のコンサルタント業務	○	
9) 本協力対象事業の日本国側建設工事に必要な全ての建設資機材と労務の提供	○	
10) 本協力対象事業の日本国側建設工事および機材調達に必要な輸入資機材の海上・内陸輸送の実施および輸送保険料の負担	○	
11) 本協力対象事業の日本国側建設工事および機材調達に必要な品質検査	○	
12) 本協力対象施設の引渡後の運営にかかる提言、施設マニュアル等の整備	○	
13) 本協力対象事業に必要な資機材の輸入税の免税措置、並びに円滑な通関手続きのための協力		○
14) 本協力対象事業に必要なギニア国で調達する資機材並びにサービスに対する支払いに関しての地方税を含む国内税の免税措置		○
15) ギニア国での本協力事業に関する日本人の出入国、滞在のための手続き上の便宜		○
16) 施設運営の予算、人員の確保（引渡し後の施設立ち上げに関する初期導入費用含む）および適切かつ効果的な管理運営		○
17) 日本の外為銀行に対する銀行取極(B/A)による手数料の支払い		○

注) なお、両国間で署名される本プロジェクトの交換公文に記載される事項は上表に優先する。

3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

3-4-1 事業実施体制と組織

(1) ブルビネ零細漁港の実施体制

本プロジェクトの責任・実施機関は漁業養殖省であり、管理運営は、同省官房長直轄の海面漁業局の下部組織であるブルビネ零細漁港が行う。(組織図は2-2項、2-2頁参照)

本ブルビネ零細漁港は、2000年6月の開港以来約6年にわたり同漁港事務所によって管理運営されており、管理運営に関する実績と能力はある。また現有勢力47名での組織も整備されている。同漁港事務所の現行スタッフと、拡張整備後に予想されるスタッフを表3-21にまとめた。同表で見るように、拡張後は新設冷蔵庫に1名、荷捌・鮮魚販売ホールの管理に2名、計3名(契約作業員)の増員で管理運営を行う予定である。漁港当局は、これら増員の確保も給与の準備も出来ているとしている。

表3-21 現行と拡張整備後の予想スタッフ

役職・職種等		現行 スタッフ	拡張後 スタッフ	備考	
所長		1	1		
副所長		1	1		
所長秘書		2	2		
総務・経理課	課長	1	1		
	会計	2	2		
	守衛	2	2		
	出納係	1	1		
	係長	1	1		
	冷蔵庫	4	5	冷蔵庫拡張のため	
	製氷施設	4	4	製氷機は交互に出荷	
	荷捌場・販売ホール	3	5	小売場拡張のため	
	保守管理要員	4	4		
	清掃員	5	5		
技術課	課長	1	1		
	冷凍技師	1	1		
	指導・統計	2	2		
	燻製技師	1	1		
		燻製倉庫・物置管理	1	1	
	機器保守	係長	1	1	
		保守技師	4	4	
		船外機メカニック	3	3	
	施設管理・棧橋管理	3	3		
計		47名	50名		

(2) 漁港施設利用者と組織

本漁港の利用形態は、ブルビネ漁港当局(DGPPAB)によって採用された水揚開発委員会(CDD)を通じて、ギニア全国零細漁業連合会(UNPAG)との間で決定された「内規」によって決められており、また利用規則と利用方法については、漁業養殖省・海洋漁業局、DGPPAB、UNPAG、CDDによって決定された「ブルビネ零細漁港港湾施設利用協定」によって決められている。

漁港施設・設備全体の技術管理や修理・メンテナンスは、漁業養殖省と漁港当局が責任を負うが、日々の施設・設備の利用料金の徴収や、維持管理(清掃、ゴミ収集等)に付いて利用者組織が行うこ

とになっており、これら組織は「内規」「港湾施設利用協定」によって互いが保証され、漁港の活動、運営を行うこととなる。これら漁業養殖省と漁港当局ならびに利用者側の関係を図示すれば、下記図 3-43 のとおりである。

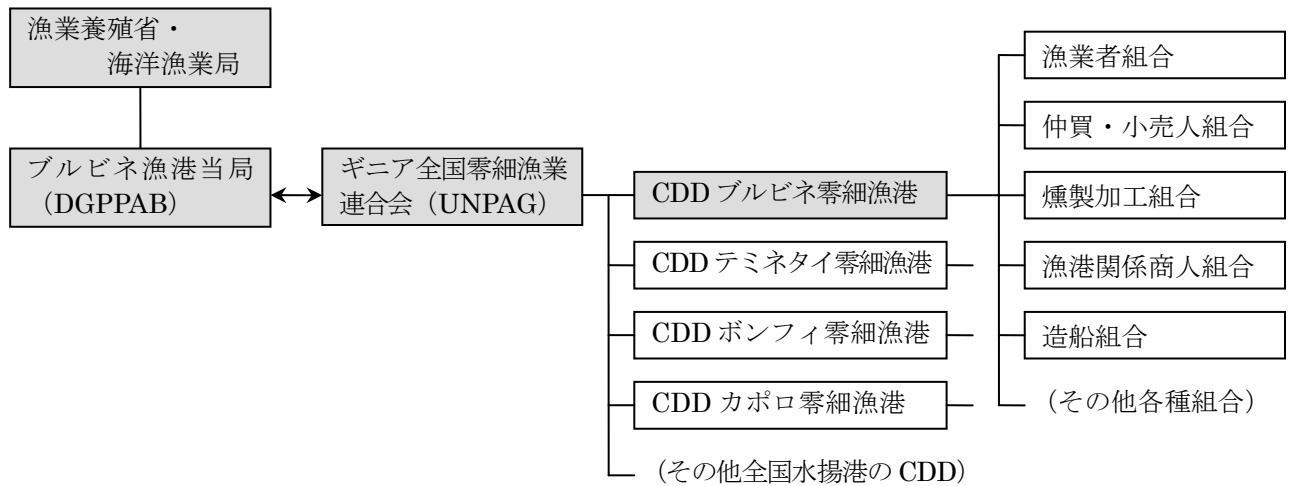


図 3-43 漁港利用者組織図

3-4-2 運営維持管理計画

ブルビネ漁港当局が、利用者組織に対して行う事業活動の主体は、以下のものである。

- 1) 氷の販売および冷蔵庫での水産物の保管
- 2) 漁港のインフラストラクチャー全体の技術管理
- 3) 港湾施設の修理・メンテナンスとその費用
- 4) 港湾施設・設備は、利用者の利用に供される
(棧橋・岸壁、荷捌き場、魚燻製小屋、漁具倉庫など、決められた使用料で利用される)
- 5) 流動資産として徴収された全金額の記録と保管、および分配

一方、利用者組織が、ブルビネ漁港当局に対して行う活動の主体は、以下の内容である。

- 1) 一般的な維持管理 (清掃、ゴミ集めなど)
- 2) 港湾施設・設備の利用者からの徴収と、全漁連から漁港当局への入金
- 3) その他

本プロジェクト供与後もこの事業活動が行われて始めてブルビネ漁港の運営維持管理が可能となる。したがって、基本的にまず上記活動が継続されることが運営維持管理の前提条件となる。

しかし、現状は、利用漁船・利用者の増加と共に、利用者組織に帰属しない民衆の蟻集や歩きながらの物売り、禁止されているバラックの建設 (いかなる利用法による利用であっても所有権の移転はない) などを生み出しており、上記の内規・規則の遵守が薄れており、既述活動の一部に支障をきたしかねず、遵守できなくなっている。

これら内規・規則を遵守し、させるための規則の改正が求められ、同時にその規則の厳守が求められている。実績のある漁港当局の維持管理体制も、本プロジェクトの実施にあたり、運営維持管理計画は、現状にマッチした内規・利用規則の修正が原点となろう。

3-4-3 維持管理のための資金積み立てと銀行口座の開設

本漁港の維持管理のための資金として、売上金の 10%相当の金額を新たな銀行口座を開設して積み立てることが、BD 調査時のミニッツで約束された。2006 年 4 月末までに銀行口座を開設して積み立てを開始し、毎月日本側（在ギニア国日本国大使館と JICA セネガル事務所）への報告が義務付けられたことからギニア国側はすでにこの約束を実行に移し、4 月末には銀行口座開設を実施している。しかし今後、売上の 10%相当額を継続するためにはブルビネ漁港当局の更なる自助自立が求められており、後述する氷販売単価や施設利用料金の見直しをはじめ、拡張整備後は新たな計画的な管理運営が必要となる。

3-5 プロジェクトの概算事業費

3-5-1 協力対象事業の概算事業費

本計画を日本の無償資金協力により実施する場合に必要な事業費総額は、約 6.87 億円となり、先に述べた日本国政府とギニア国政府との負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記に示す積算条件をもとに次のように見積もられる。

なお、本概算事業費が即交換公文上の供与限度額を示すものではない。

(1) 日本側負担経費

概算総事業費 **約 666.9 百万円**

ブルビネ零細漁港拡張

		費目	金額（百万）		
施設建設	土木工事	栈橋	103.4	157.5	561.0
		護岸・埋立	39.9		
		スリップウェイ	14.2		
	建築工事	製氷・冷蔵施設	84.3	403.5	
		既存荷捌き場改修（受水槽・給排水設備、受電設備・基幹配線、機械室含）	57.0		
		燻製棟他	41.4		
		鮮魚販売ホール	17.5		
		漁具倉庫	58.0		
		漁港関係者棟	106.6		
		公衆トイレ	22.1		
		排水処理施設（浄化槽）	5.8		
		外構・構内舗装、受水槽、ゴミ置き場他	10.8		
		実施設計・施工監理			

なお本案件は期分けされ、予算年度区分は、2006 年度（一期）と 2007 年度（二期）に実施される。

(2) ギニア国側負担経費

本計画実施に際し、ギニア国政府の負担が予測される事項と見積り金額の概要は下記の通りである。この金額は、実施機関たる漁業養殖省の 2005 年の実行予算 FG 3,039,110,720- (ギニアフラン) の実に 27.1%に相当する。現実には同省の実行予算から賄えるものではないと推察されることもあり、同省は、財務省に対し特別費用の計上 (EIA 調査費用含む) を要請し、その原資は IPPTE ファンド (債務削減貧困対策資金) の一部が当てられる旨である。移転費用に付いては認可され、すでに一部は執行されていることは、06 年 8 月末に確認された。

表 3-22 ギニア国側の負担経費

負担事項	内 容	負担金額 (FG)
1) 移転費用	・ブルビネ漁港の清掃 (木製キオスク、バラックの撤去を含む)	FG 149,560,000-
	・ブルビネからテミネタイまたはボンフィ漁港へのコンテナ移動	FG 159,500,000-
	・同、テミネタイまたはボンフィ漁港への金属性貴キオスクの移動	FG 114,500,000-
	・テミネタイ漁港の既設公衆トイレの保守、新設公衆トイレ建設	FG 209,140,000-
	・テミネタイ漁港の新設停泊係留施設建設 (鉄筋コンクリート)	FG 34,500,000-
	・テミネタイおよびボンフィ漁港の清掃	FG 120,800,000-
	小計	FG 788,000,000-
2) 受電設備申請費用	・電気受電容量の変更に伴う申請料 (200KVA) (US\$2,000-)	FG 9,200,000-
3) 銀行取極め費用	・銀行取極め (B/A、A/P) に係わる手数料等 (US\$5,770-)	FG 26,542,000-
計(ギニアフラン) (日本円)		FG 823,742,000- (¥ 20,652,645-)

US \$ 1.0=FG4,600-= ¥ 115.33

(3) 積算条件

積算条件は以下のとおりである。

- 1) 積算時点 平成 18 年 9 月
- 2) 為替交換レート US\$1.0=115.33 円 (CFA 1.0=0.21 円)
- 3) 施工期間 施工工程に示したとおり。
- 4) その他 本計画は、日本国政府の無償資金協力の制度に従い、実施されるものとする。

3-5-2 運営維持管理費

本計画の主管官庁は同国協力省であるが、責任機関すなわち実施機関は漁業養殖省であり、実際の管理運営は、同省官房長直轄の海面漁業局の下部組織であるブルビネ零細漁港事務所が行う。

本ブルビネ零細漁港は、2000 年 6 月の開港以来約 6 年にわたり同漁港事務所によって管理運営されており、管理運営に関する実績と能力はあり、また現有勢力 47 名での組織も整備されている。ブルビネ零細漁港事務所の実行予算と同漁港の運営収支実績 (2002~06 年 8 月) を、表 2-3 (2-4 頁) と表 2-4 (2-5 頁) に示したが、拡張供与後の収支予測を次頁の表 3-23 に示す。

この収支予測によれば、本プロジェクトの整備後の収入の主たるものは、氷の販売と冷蔵庫などの施設使用料の徴収で、主な支出は契約従業員給与、電気料金、水道料金、維持管理費用である。

表 3-23 ブルビネ零細漁港の拡張後の運営維持管理費

(単位:FG)

	2009年	計算根拠
収入の部 (A)		
氷販売	482,432,432	(新設9.2トン+既存7.8トン)/日×350日×@3,000FG/37kg (5,950トン/年)
造船施設貸出	334,800	31,000FG/月×12月×(90%)
漁民ロッカー貸出	5,760,000	15,000FG/月×48室×12月×(2/3)
冷蔵庫使用料	24,000,000	1,000,000FG/月×12月×2室 (実績/月×125%)
船外機ワークショップ使用料	480,000	40,000FG/月×12月
燻製加工棟使用料	4,410,000	200FG/釜・日×126釜×350日×(1/2)
水揚げ料	7,656,000	500FG/隻・日×58隻×330日×(4/5)
棧橋・岸壁使用料	6,475,000	1,000FG/隻・日×37隻×350日×(1/2)
荷捌き場使用料	18,550,000	1,500FG/隻・日×53隻×350日×(2/3)
鮮魚販売ホール使用料	4,410,000	300FG×70店×0.9×350日×(2/3)
公衆便所使用料	51,840,000	100FG×1,600人/日×360日×(90%)
漁港関係者棟使用料	15,120,000	1,000FG×108店×0.8×350日×(1/2)
合計 (A)	621,468,232	
支出の部 (B)		
車両燃料費	52,680,000	4,390,000FG/月×12月
契約作業員給与	45,000,000	3,750,000FG/36人・月×12月
電気代	504,586,344	新設製氷・冷蔵: 52.14KW×22h×350日×492FG/kwh =197,527,176FG 新設製氷以外: 50,000kwh×492FG/kwh =24,600,000FG 既存設備: 574,104kwh×492FG/kwh =282,459,168FG
水道料金	100,205,000	新規: (18.6m ³ ×350日+22.0m ³ ×360日)×3,500FG/m ³ = 50,505,000FG 既存: 50m ³ ×0.8×1/2×(350日+360日)×3,500FG/m ³ = 49,700,000FG
通信費	5,160,000	430,000FG/月×12月
(設備維持費)	—	
・設備維持費	10,000,000	年間
・車輛維持費	4,800,000	400,000FG/月×12月
・修理費	18,000,000	年間
・浄化槽保守	8,000,000	2,000,000FG/年×4基
事務用品費	6,000,000	500,000FG/月×12月
情報処理費	2,520,000	210,000FG/月×12月
発電機燃料代	6,840,000	570,000FG/月×12月
(予備品費)	—	
・予備品費	10,000,000	年間
・冷媒・消耗資材	8,000,000	年間
保険費	5,000,000	
交際費	2,400,000	200,000FG/月×12月
交通費	840,000	70,000FG/月×12月
全漁連への協力金	4,200,000	350,000FG/月×12月
CDDへの協力金	300,000	25,000FG/月×12月
その他(ゴミ処理等)	2,400,000	200,000FG/月×12月
合計 (B)	796,931,344	
収支 (A)-(B)	-175,463,112	

注1) 計算根拠の式中のカッコ内数値は、漁港当局とUNPAG(全漁連)の分配比率を示す。

注2) 氷販売単価、施設利用料とも2006年の単価であることから、支出の部も同年の出費実績をベースとする。

運営収支の試算結果は、表 3-23 のように収入が約 621 百万 FG に対して他施設設備の維持管理費など支出の合計は約 797 百万 FG となり、約 176 百万 FG の赤字収支と試算される。これは、本年 2 月と 7 月より電気料金単価が昨年の 2.2 倍に、水道料金単価が 2.3 倍に大幅に引き揚げられたこと、および政府が小規模漁業振興のために、氷販売単価のわずかな値上げを行ったのみで施設利用料単価を 5 年間値上げしていないことによる。

政府は、毎年継続して電気料の補助を行っていることに加え、さらに同国では国際機関や他国の援助プロジェクトに対し、援助金額の 10%相当額を供与後 5 年間に分割して運営費として予算化していることから、本プロジェクトについてもこのカウンターパート予算（本件の場合約 532 百万 FG/年）が計画されている。したがって、当面この運営費の一部を電気・水道料金に補填することで運営は可能である。また 5 年後に向けた利用料金の見直しと利用者との値上げ協議は始まっており、利用者側団体もこれに応じる用意があり、2006 年 2 月からの氷販売単価の値上げもその一環であるが、それまでの氷単価：@2,000FG/37kg が 2 月から@3,000FG/37kg に増額された。しかし、値上げ後の氷単価@3,000FG/37kg も原価割れであるが、上述の小規模漁業振興政策に沿って零細漁民への便宜を優先した廉価な販売が原価割れの理由である。

一方、本漁港拡張整備後は、製氷冷蔵設備の増加、鮮魚販売機能の拡充により技術管理者の補充が必要となるが、現状では現有勢力 47 名に対し、新たに 3 名の補充で賄え、維持管理費の上からも、契約技術者の確保も準備できている。

3-6 協力対象事業実施にあたっての留意事項

協力対象事業を円滑に実施するため、交換公文締結後「ギ」国による速やかな対処が望まれる留意事項を主体に、以下に述べる

(1) 環境社会配慮に関するインパクトの緩和策

「ギ」国環境省は、漁業養殖省に対して 2006 年 3 月 14 日付けで発出した本プロジェクトへの「環境影響評価（EIA）の最終報告書に対する答申」において、本プロジェクトを正式に認可したが、同答申とともに発出された「環境社会緩和に関する実行ガイドライン」において、いくつかの緩和措置を実施するよう勧告した。（2-2-3 項、2-13 頁参照）

したがって、建設工事期間中と運営管理段階における影響緩和策の実施は必要である。

(2) 港湾施設利用者の一時的移転と私有物の撤去作業

漁業養殖省により、漁民約 2,000 人を含む総計約 3,400 人の工事中的一時的移転と私有物の撤去作業が、入札公示前に完了するよう計画されている。期限までに移転・撤去作業が完了すべく、モニタリングも並行して行なうこと。

(3) 工事中の既存製氷機の稼働

「ギ」国側の要望で、工事中也既存製氷機を稼働させる予定であることから、氷の搬出は「ギ」国側の責任で行うものの、工事施工者も安全には最大の配慮を必要とする。

(4) 雨季の期間と工事の効率化

6～9 月は雨季であり、この 4 ヶ月で平均 3,250mm、最大で 4,477mm もの豪雨がある。一期の土木工事は雨季を外して工事を行うことから工事の効率化が求められ、二期の建築工事は雨季の間も工事を行うことから、工事中の安全管理はより徹底することが求められる。

第4章

プロジェクトの妥当性の検証

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

4-1 プロジェクトの効果

「ギ」国水産業の国内総生産に占める比率は決して高くはない。これは、西アフリカ最大の大陸棚を有し好漁場に恵まれた水産業は高い開発潜在力を有しているにもかかわらず、零細規模による前近代的技術から脱却できず、低い生産性に甘んじていることも大きな要因の一つである。

同国政府は、水産物(動物性蛋白質)による「食料供給の安定化」、持続的な「外貨の獲得」、水産分野の「雇用創出と拡大」の中期開発計画に沿った政策を推し進めているが、特に小規模(零細)漁業の振興に高い優先順位を与え、零細漁業の水揚施設の整備や漁具・船外機の便宜など直接的に便益のある政策を実施に移している。

首都コナクリ市には7箇所の零細漁港・水揚場があるが、我が国無償資金協力により整備された本計画サイトのブルビネ零細漁港は、零細漁港では同国唯一の水揚栈橋を有し、また唯一のEU向け輸出鮮魚水揚指定港となったことから、利用漁船や漁民、仲買・小売人、燻製加工業者などの施設利用者が大幅に増加した。その結果、建設当初(2000年)の設計規模を上回る2.3倍の漁船が集中し、水揚量も2倍に達している。また、施設利用者と一般消費者の増大により、鮮魚市場としての機能も有するようになり、増大する水揚量に対応出来ないだけでなく、漁港内の混雑により、衛生的で安全かつ効率的な水揚作業に支障をきたしている。

このような背景と問題点のもとで実施される本プロジェクトは、現状と実施後に表4-1のような改善が行われ、既述水産開発計画と合致することとも相まって、表4-2のような効果がもたらされる。

表 4-1 現状と事業実施後の比較表

【 施設・設備規模の比較 】

施設項目	現 状	基 本 設 計
埋立地	(全サイト面積 14,253m ²)	全サイト面積 19,173m ² (既設 14,253m ² + 埋立3,880m ² + ゲート前サイト 1,040m ²)
既存栈橋防舷材増設等の整備	漁船接岸3バース (傾斜栈橋、片側に係船設備はない)	既存を含め 計7バース (既設栈橋に4バースの水平栈橋を併設/先端部 50m×5m, 侵入路45m×5m)
スリップウェイ(埋立地付属)	—————	スリップウェイ 一基 (長25m×幅15m、高低差 約2.5m (傾斜約1/10) 埋立地の海側に漁船上下架及び海との連絡用)
作業用泊地の掘削	—————	掘削量 90m ³ (増設する栈橋の操船用海域)
製氷機	製氷10トン/日、貯氷10トンの製氷・貯氷設備 (現状必要な44%の供給量能力しかない)	製氷10トン/日、貯氷10トンの増設 (既設荷捌場床増設と改修により設置、対象床面積288m ²) 既存を含め 合計20トン/日、貯氷20トン
冷蔵庫	保管量 2トンの冷蔵庫 (仲買人用の魚で満庫状態、漁民の魚保管スペース必要)	保管量 2トンの冷蔵庫 既存を含め 合計4トン
燻製棟	既存の正規釜 52釜 無許可の私製燻製釜 約70釜 衛生的な問題、燻製釜の不足	燻製棟 2棟 (正規釜新設74釜、328m ² /棟) 新設 既存を含め 合計 正規釜 126釜 燃料置き場、燻製前処理棟新設

施設項目	現 状	基 本 設 計
漁具倉庫	既存 24室の漁具倉庫1棟 (漁民数に対し不足)	漁具倉庫1棟 (180m ²) 24室 新設 既存を含め 合計 52室
漁港関係者棟	116店舗の私製・私有の仮店 舗、仮小屋が林立	漁港関係者棟 (1,008m ²) 新設 漁業関連者棟を6棟に分散配置 合計108店舗
公衆トイレ	既存 シャワー2、トイレ4 (男 女別なし)、シャワー、トイレ の絶対数の不足と老朽化	公衆トイレ棟 (97.4m ²) 2棟の新設、男女毎にトイレ ブース6箇所 シャワーブース2箇所のトイレ棟2棟を建設 既存を含め合計シャワーブース 10 トイレブース 16
鮮魚販売ホール	路上及び荷捌き場に平均70人 の鮮魚販売人商う、建屋はない	鮮魚販売ホール (594m ²) の新設 70の販売ブースの新設
漁網修理場・漁船 修理場	特定の修理場は無いが、既設の 漁港管理棟北側の空地で修理	魚網整備場 (約1,400m ²) 漁船修理場 (約860m ²)
下水処理施設	既設漁港管理棟の排水のみを 浄化处理	鮮魚販売ホール、燻製前処理場及び公衆トイレ用新 設浄化槽4基
その他施設	—————	新規50トン受水槽、2箇所のゴミ置き場の設置
外構工事	—————	既存施設内舗装 (1,437m ²) ゲート前舗装 (1,040m ²)

【 機能・能力面の比較 】

項 目	現 状	基 本 設 計
ピーク時水揚バースの待ち時間	平均45～50分	平均10分
水揚げ量	16.1トン/日	17.6トン/日
燻製品生産量	2トン/日	2.4トン/日
漁船への氷供給量 (予約漁船)	44%	90%

表 4-2 事業実施後の期待される効果

1. 直接効果
(1) 水揚施設の改善 新棧橋を併設することによって、水揚ピーク時の有効接岸バースが現在の 3 バースから 7 バースに拡大し、特に底魚鮮魚船の水揚げが効率的かつ安全に円滑に行なえるようになる。水揚のための接岸待ち時間が、現状の 45～50 分から平均 10 分程度と約五分の一に短縮される。
(2) 製氷機、冷蔵庫の整備効果
① 既存の製氷設備 (10 トン/日)・冷蔵庫 (2 トン保管、-10℃) と同規模の能力が増設され、現状の漁船への氷供給率約 44%が 90%に改善される。
② 漁船の製氷待ち時間や同待機休漁日数の減少が計れ、出漁効率が高くなる。輸出用鮮魚、底刺し網、ナマズ等の底魚漁船は、年間 6 航海(約 36 日)増が期待され、年間一隻あたり約 3 トンの水揚量の増加が期待でき、本漁港全体では現在の平均 16.1 トン/日から 17.6 トン/日となり、1 日あたり約 1.5 トンの増産が期待できる。
③ 氷の増産は、冷蔵庫の増強と共に漁獲後のロスを低減し、付加価値を高めることも期待できる。

<p>(3) 漁港の陸上施設の整備効果</p> <p>① 鮮魚販売ホールが整備されることにより、鮮魚小売は衛生的な施設内で効率的な販売が可能となる。また移送、販売時の品質の低下やロスの削減が計れる。</p> <p>② 既設私製の燻製釜を撤去し、ほぼ同数の既供与と同じ規模仕様の燻製釜 74 釜（二棟に収容）を再編・供与することにより、より効率的、衛生的な燻製加工品の増産ができる。これにより、現在日産 2 トンである生産量が約 2 割増産され、約 2.4 トンになることが期待される。</p> <p>③ 既存私製の小売仮店舗を整理して、新たに建設する漁港関係者棟に集約・整理することにより、天候に左右されない安定した小売販売（漁具・船具、水・食材など漁船積み込み品、部品、雑貨など）を営むことが出来る。土地の再利用と漁港内の混雑解消にも貢献できる。</p>
<p>(4) 上記施設の拡充・整備により、漁港内の混雑の削減による流通・取引時間の短縮とコストの削減が期待できる。</p>
<p>2. 間接効果</p>
<p>① 漁港が整備・拡張されることにより鮮魚、燻製品の国内外への流通がより盛んになる。</p> <p>② 流通が盛んになり、漁業関係者の収入が増加する。</p>

4-2 課題・提言

本計画施設の完工・引渡し後、責任機関である漁業養殖省はもちろん、漁港当局、利用者組織・組合は、ブルビネ零細漁港施設の有効利用を計ることを目指し、以下の点に留意して管理運営に当たることを提言する。

(1) 適切な販売単価・使用料と運営維持管理

施設運営維持管理費の項で既述のように、気料金、水道料金の値上げは、引渡し後の収支に大きく影響する。試算によれば、ほぼ売上げ収入に匹敵し支出のほぼ四分の三を占める。引渡し後 5 年間は、プロジェクト運営費（他国援助金額の 10%を 5 年分割）として特別予算が認められることから、当面の運営に影響は少ないが、収入の約 75%を生む氷販売代金が、現状で原価割れしていることは大きな問題がある。

民営化はしなくても、同漁港が今後独立企業体として成長するには、氷販売単価や港内施設の使用料の見直しと、全漁連、CDD（水揚開発委員会）との地道な値上げ交渉を行なう必要がある。漁民に対する支援策として、現状の氷販売単価が政治的に原価割れする単価で設定されているようであるが、長期的な政策で見直し 5 年以内で適正な単価で合意することが必要である。

(2) 漁港利用の「内規」と「施設利用協定」の見直しと遵守

本漁港についての省・漁港当局と利用者側組織との間で同港の利用形態を定めた「内規」と、利用規則・利用方法について定めた「ブルビネ零細漁港港湾施設利用協定」について、これを見直す必要がある。その理由は、前述の氷単価と使用料規定もこれに基づくものであること、私製・私有の仮店舗・小屋・燻製釜などの林立や関係者外の管理ゾーン内への立ち入り等が港内の混雑を生んでいること、ゴミの拡散やトイレ以外での排泄行為が衛生状態を悪化させていることから、引渡し後においても環境、公害に対する緩和策を継続して維持するための上記の内規・規則の改正と遵守・徹底が必要である。

(3) 漁業省養殖省の役割の徹底

日々の運営や保守管理は、漁港使用に関する内規や利用協定に従って行われ、漁港当局が責任を負うが、この日々の運営や保守管理を励行させ管理監督して最終全責任を負うのが漁業養殖省であることを再確認する必要がある。

過去の経理内容への疑問、輸入予備品に対する購入手法の不鮮明、上位開発計画に対する漁業養殖省内の認識の希薄さなど、運営や保守管理を漁業当局に委ねるのみでなく、零細漁業の振興に徹した漁業養殖省としての役割とその徹底がもとめられる。

漁業養殖省の管理体制と具体的な管理手法を確定して励行する必要がある。

(4) ブルビネ零細漁港への一極集中化の功罪

管理運営に直接係る問題ではないが、首都コナクリにおいてブルビネ零細漁港に全てが集中する現状は好ましくない。自然条件、周辺のインフラ設備などが他港に優れていることに加え、水揚棧橋を有し EU 向け輸出鮮魚の水揚指定港である現実、漁民・利用者の羨望とはなっているが、本漁港も土地、機能、設備などに限界があること、民衆の蟻集はかならずしもメリットだけではないこと、一方では都市の拡大と人口の郊外への分散も行なわれはじめていることなどから、コナクリ市の他の主要漁港とのリスクと機能の分散も求められその必要が生じている。

4-3 プロジェクトの妥当性

我が国の無償資金協力による事業として本プロジェクトの妥当性を検討した結果は、以下のとおりである

(1) 「ギ」国政府は、零細漁民イコール貧困層との観点から、小規模零細漁業の振興に高い優先順位を与えて政策を掲げ実践している。プロジェクトの裨益対象は、貧困層を含む一般国民でありその数も直接的には登録漁民・漁港利用者合わせて約 3,400 人であるが、これに他零細漁港からの利用漁民・利用者、輸出業者、関連産業を含めれば約 1 万人とみられる。また鮮魚・燻製などの購入一般消費者を合わせればコナクリ市とその周辺約 100 万人が間接的な裨益対象と言えることから、裨益効果の範囲は広い。

(2) 本プロジェクトは、「ギ」国の中期国家開発計画（1997～2010 年）や漁業セクター戦略（2002 年）の戦略目標を遂行するための、零細漁業振興に関するインフラ整備であり、同国開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。

(3) 本プロジェクトは、1998 年の我が国無償資金協力により建設された零細漁港の拡張整備事業である。既に実績があること、BD 調査前に不安のあった環境社会配慮に対する負の影響も、両国の努力で排除する措置がとられたことなどから、無償資金協力の制度により特段の困難なくプロジェクトが実施可能となった。

以上の結果から判断して、本計画は、我が国の無償資金協力制度により実施することは妥当であると言える。

4-4 結論

本プロジェクトは、既述のように多大な効果が期待されると共に、同国の中期開発計画にも合致して小規模零細漁業の振興に寄与するものであり、供与後の本プロジェクトの運営・維持管理においても、「ギ」国側実施体制は人員・資金とも調達できることから、当面大きな問題はないと判断される。また、供与コンポーネントによる生活環境や労働環境の改善、或いは漁民の収入の向上を通して、BHN（Basic Human Needs）の向上に寄与することから、協力事業の一部に対し、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。

さらに、既述課題と提言の項で述べた販売価格と施設利用料金を含む内規や利用規則の改正を行って利用形態が改善・整備されれば、本プロジェクトはより円滑かつ効果的に実施し得ると考えられる。

資料

1. 調査団員・氏名

1-1 基本設計調査

氏名	担当	所属
渋澤 孝雄	総括	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部
白勢 隼人	技術参与	農林水産省 水産庁資源管理部
長澤 直毅	計画管理	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部
小柳 康成	業務主任 ／水産開発計画／環境社会配慮	ICONS国際協力株式会社
横川 正大	土木施設設計／自然条件調査	ICONS国際協力株式会社
元木 要	建築設計	ICONS国際協力株式会社
中島 康雄	施工計画／積算	ICONS国際協力株式会社
石井 優一	機材計画／調達計画／積算	ICONS国際協力株式会社
橋爪 雅彦	仏語通訳	ICONS国際協力株式会社

1-2 基本設計調査概要説明

氏名	担当	所属
清水 勉	総括／計画管理	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部
小柳 康成	業務主任 ／水産開発計画／環境社会配慮	ICONS国際協力株式会社
横川 正大	土木施設設計／自然条件調査	ICONS国際協力株式会社
東島 若雄	仏語通訳	ICONS国際協力株式会社

2. 調査行程

2-1 基本設計調査

日順	月日	曜日	日程	
			官団員	コンサルタント団員
1	2月25日	土		成田 → パリ (a,b,c,d,e,f)
2	2月26日	日		パリ → コナクリ (a,c,d,f) パリ → ダカール (b,e)
3	2月27日	月		在ギニア日本大使館表敬、関係省庁への表敬、ブルビネ漁港視察 (a,c,d,f) 自然条件調査業務再委託業者協議 (b,e)
4	2月28日	火		漁業省での打合せ (a,f) 関係省庁へのインセプション・レポート/ 質問票の説明と協議 (c,d) 業務再委託業者協議、 ダカール → コナクリ (b,e)
5	3月1日	水		漁業省打合せ (a,f) ブルビネ漁港調査 (a,b,c,d,e,f)
6	3月2日	木		漁業養殖省打合せ、現地再委託契約、 インセプション・レポート説明 (a,f) サイト調査 (a,b,c,d,e,f)
7	3月3日	金		環境省表敬 ブルビネ漁港長と協議 (a,f) サイト調査 (a,b,c,d,e,f)
8	3月4日	土		サイト調査 (a,b,c,d,e,f)
9	3月5日	日		サイト調査 (a,b,c,d,e,f)
10	3月6日	月		漁業養殖省との協議、現地再委託業者との協議 (a,b,c,d,e,f)
11	3月7日	火	成田 → パリ (②③)	漁業省との協議、サイト調査、環境省との協議 (a,b,c,d,e,f)
12	3月8日	水	パリ → コナクリ (②③)	漁業養殖省と打合せ、ブルビネ漁港との協議、漁業省との協議 (a,b,c,d,e,f)
13	3月9日	木	在ギニア日本大使館表敬、漁業省、漁業養殖省、協力省および財務省表敬 (②③,a,f)	
			成田 → パリ (①)	サイト調査 (b,c,d,e)
14	3月10日	金	関係省庁との協議、環境省表敬、ブルビネ漁港との協議 (②③,a,f)	
			パリ → コナクリ (①)	サイト調査 (b,c,d,e)
15	3月11日	土	サイト調査 (市内5漁港)	
16	3月12日	日	資料整理、団内会議	
17	3月13日	月	漁業省との協議 (①②③,a,f)	
				サイト調査 (b,c,d,e) 団内会議 (a,b,c,d,e,f)
18	3月14日	火	漁業養殖省とのミニッツ案の協議 (①②③)	再委託業者との打合せ、漁業養殖省とのミニッツ案の協議 (a,b,f) サイト調査 (b,c,d,e)
19	3月15日	水	団内打合せ (ミニッツ案の協議) (①②③a,b,c,d,e,f) 漁業養殖省とのミニッツ案協議 (①②③,a,f)	
				サイト調査 (b,c,d,e)

日順	月日	曜日	日程	
			官団員	コンサルタント団員
20	3月16日	木	ミニッツ署名、大使館報告、 コナクリ → ダカール (①②③)	打合せ (a,b,c,d,e,f) 漁業省にて打合せ、協力省にてミニッツ署名、 大使館報告 (a,f) サイト調査 (b,c,d,e)
21	3月17日	金	JICA セネガル事務所報告 ダカール → (①②③)	漁業省にて打合せ (a,b,f) 資料収集および整理、コナクリ → (c,d,e)
22	3月18日	土	→ パリ → (①②③)	資料整理、再委託業者との打合せ、成果品 協議 (a,b,f) → パリ → (c,d,e)
23	3月19日	日	→ 成田 (①②③)	ケニア市場調査 (a,b,f) → 成田 (c,d,e)
24	3月20日	月		漁業養殖省との打合せ、カローム区役所訪 問、ブルビネ漁港との協議、再委託業者と の打合せ (a,b,f)
25	3月21日	火		漁業養殖省にて協議 (a,b,f)
26	3月22日	水		再委託業者との打合せ、大使館報告、 コナクリ → ダカール (a,b) 再委託業者との打合せ、大使館報告、 コナクリ → (f)
27	3月23日	木		JICA セネガル事務所報告、 ダカール → (a,b) → パリ → (f)
28	3月24日	金		→ パリ → (a,b) → 成田 (f)
29	3月25日	土		成田 (a,b)

①総括、②技術参与、③計画管理

a. 業務主任/水産開発計画/環境社会配慮、b. 土木施設設計/自然条件調査、c. 建築設計、d. 施工計画/積算、
e. 機材計画/調達計画/積算、f. 仏語通訳

2-1 基本設計調査概要説明

日順	月日	曜日	日程	
			官団員 (①)	コンサルタント団員 (a,b,c)
1	8月20日	日	成田 → パリ	
2	8月21日	月	パリ → ダカール → コナクリ 調査日程打ち合わせ (漁業養殖省)	
3	8月22日	火	表敬訪問 (日本国大使館、国際協力省、環境省) 基本設計概要書説明 (漁業養殖省)	
4	8月23日	水	基本設計概要書説明・ミニッツ協議 (漁業養殖省)	
5	8月24日	木	ミニッツ協議・署名 (漁業養殖省、国際協力省) 調査結果報告 (日本国大使館)	
			コナクリ → ダカール	
6	8月25日	金	JICA セネガル事務所報告 ダカール →	補足調査 (漁業養殖省) / 施設等の詳細説明、協議
7	8月26日	土	→ パリ パリ →	仮設サイトの調査 (テミネタイ、ボンフィ) 自然条件調査契約手続き
8	8月27日	日	→ 成田	サイト調査 (ブルビネ、テミネタイ)、 団内協議
9	8月28日	月		ブルビネ漁港協議 (運営・維持管理計画)
10	8月29日	火		EU 向け鮮魚水揚指定港に付協議 (漁業養殖省 / 品質管理質、海洋漁業局) コナクリ →
11	8月30日	水		→ パリ パリ →
12	8月31日	木		→ 成田

① 総括/計画管理

a. 業務主任/水産開発計画/環境社会配慮、b. 土木施設設計/自然条件調査、c. 仏語通訳

3. 関係者（面会者）リスト

所属機関名・役職名	氏名
漁業養殖省	
大臣	Mr. Ibrahima Sory Touré
次官	Mr. Famoudou MAGASSOUBA
官房長官	Mr. Amadou Teliwel Diallo
副官房長官	Mr. Mamadou TRAORE
海洋漁業局長	Mr. Ibrahima Sorry Sylla
技術顧問	Mr. Abdourahmane KABA
経済顧問	Mr. Mamadi KEITA
法律顧問	Mme. KEITA Fatoumata KONATE
検査部長	Mme. BARRY Mamayawa SANDOUNO
渉外部長	Mr. Nanadiy Saliou BALDE
技術局 JICA カウンターパート	Mr. Sékou Touré
アジア地区局長	Mme. Pauline TORPIN
人事担当	Mme. Balde Mariama Korka DIALLO
管理財務局長	Mr. Bangoura Karamoko Souleymane
検査法規部長	Mr. Fodé Sékou SYLLA
水産物品質保証・管理局長	Mr. Bah ABDOURAHIM
水産物品質保証・監理局次長	Mme. Aribo M'mah SAVANE
戦略開発室 次長	Mr. Mody Hady DIALLO
戦略開発室 国際協力部長	Mr. Moustapha CISSE
戦略開発室 施設・機材監理課長	Mr. Thierno Souleymane DIALLO
海洋資源局	Mr. Aboubacar BANGOURA
内水面、養殖局	Mme. SANGARE Aïssatou BAH
経理課	Mr. Soukeymane BANGOURA
国際協力省	
大臣	Mr. Sékouba BANGOURA
次官	Mr. Mohamad Cisse
二国間協力局長	Ms. Dienqbou Saifon Diallo
Section Asie	Ms. Turpin Pauline M.r
環境省	
大臣（BD 時）	Mr. Cheick Abdel Kader Sangaré
大臣（DBD 時）	Mr. Mamoudou Keita
次官	Ms. Kadiatou Ndiaye

所属機関名・役職名	氏名
コナクリ市カルーム行政区 助役	Mme. Mariama Sylla
ブルビネ漁港	
漁港長	Mr. Fodé Aly Camaera
漁港次長	Mr. Ibrahima Molota CAMARA
技術部長	Mr. Amadou CAMARA
財務部長	Mme. Sylla Fatoumata Cissé
機器保守部長	Mr. Mamadou Alpha SOW
メカニック担当	Mr. Abdoul Karim BARRY
製氷機担当	Mr. Abrahima Sory DIALLO
冷蔵庫担当長	Mr. Fobely BOUROUNE
冷蔵庫担当	Mr. Sock HASSIMOY
売り場、棧橋担当	Mr. Avognon BANGONIA
テミネタイ漁港	
漁港長	Mr. Ibrahima BANGOURA
技長	Mr. Canara YOUSOUF
統計担当	Mr. Cise MAMATOU
ランドレア漁港	
漁港長	Mr. Abdoul Karim CAMARA
漁港次長	Mr. Mohamed Lamine KABA
水揚場組合長	Mr. Abouba Car SOUMAH
ディキン	
水揚組合長	Mr. Abdoul KENEDEN
水揚組合	Mr. Dalif CAMARA
ボンフィ漁港	
技術部長	Mr. Conté LAMINE
水揚組合長	Mr. Amara CONTE
カポロ漁港	
漁業組合長	Mr. Maroufa SOUMAH
漁業組合員	Mr. Nenemodou SOUMAH
ギニア・モーリタニア・セネガル 水産物衛生向上プログラム ギニア担当 (セネガルダカール事務所)	Mr. Gilles van de WALLE

所属機関名・役職名	氏名
在ギニア日本国大使館	
特命全権大使	片岡 林造
参事官	大竹 庄治
経済協力担当	谷口 智史
その他	
JICA 水産専門家（ギニア漁業養殖省）	村井 正
JICA セネガル事務所	
所長（BD 時）	小西 淳文
所長	白井 健道
所員	若林 基治
JICA 水産地域専門家	小野 岩雄